

居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人和同会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護または要支援状態にある高齢者に対する適正な指定居宅介護支援の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の特性をふまえ、常に利用者の立場に立ち、要介護認定の申請などに係る援助および適正な居宅サービス計画の作成などを行う。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称など)

第3条 事業所の名称および所在地は次のように定める。

- 1、名称 医療法人和同会 防府リハビリテーション病院
- 2、所在地 防府市大字台道1634番地の1

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数、および職務内容を次のように定める。

一 職員の職種および員数

- 1、管理者 1名 (常勤)
- 2、介護支援専門員 2名 (管理者含む) (常勤)

二 職務内容

- 1、管理者は、事業所の全ての管理を一元的に行う。
- 2、事業所の職員は、管理者の指揮命令の下、厚生省令第38号第3章に定められる基準を遵守し業務にあたるものとする。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおり定める。

- 1、営業日 月曜日から金曜日（祝日、年末年始(12/31～1/3)を除く）
- 2、営業時間 8時30分から17時30分
- 3、利用者の実情に応じ、上記の営業日および営業時間を変更することがある。

(事業内容および提供方法)

第6条 当該事業所における事業内容および提供方法は次のとおり定める。

一 事業内容

- 1、利用者に対する必要かつ適正な居宅サービス計画の作成
- 2、要介護認定の申請に係る援助
- 3、保険給付の請求のための証明書の交付
- 4、居宅サービス計画の実施状況の把握
- 5、必要に応じた居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者および介護保険施設との連絡調整、紹介およびその他の便宜の提供

- 6、サービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 7、介護支援専門員の受け持ち件数（一人当たり）
介護給付 35 件以下
- 8、その他

二 提供方法

- 1、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 2、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、解決すべき課題を把握し、必要と思われる介護サービスが選択できるよう情報を提供する。
- 3、利用者が医療サービスの利用を希望している場合は、当該医療サービスに係る主治医などの指示を受けなければならない。

（利用料など）

第7条 当該事業所における当該サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスの場合は、利用者から利用料の支払いは受けないものとする。利用者の居宅への訪問のための実施地域内（下記第8条）での交通費に関しては、事業所の負担とする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 当該事業所の通常の事業の実施地域は、原則として防府市、山口市とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現

に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(1) 採用時研修

(2) 虐待防止に関する研修

(3) 権利擁護に関する研修

(4) 認知症ケアに関する研修

(5) 介護予防に関する研修

(6) 感染症に関する研修

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人和同会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3、付則

この規定は平成11年10月1日から実施する。

改正 平成17年 4月 1日 (病院名変更)

改正 平成21年10月 1日 (職員数の変更)

改正 平成23年 1月16日 (職員数の変更)

改正 平成23年 2月 1日 (職員数、営業日の変更)

改正 平成23年 6月 1日 (営業日の変更)

改正 平成23年 7月 5日 (職員数の変更)

改正 平成24年 4月 1日 (職員数の変更)

改正 平成24年 6月 1日 (営業地域の変更)

改正 平成24年 8月 1日 (職員数の変更)

改正 平成26年12月 1日 (受け持ち件数の変更)

改正 平成27年 2月 1日 (職員数の変更)

改正 平成27年 6月16日 (職員数の変更)

改正 平成27年11月 1日 (職員数の変更)

改正 令和 6年 2月 20日 (苦情、ハラスメント、虐待防止、その他運営に関する事項)